

公益社団法人仙台中法人会 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人仙台中法人会（以下「この法人」という。）の定款第11条の規定に基づき、この法人の会費の収納に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費)

第2条 この法人の会費月額は、「別表1」のとおりとする。

2 前項の会費については、理事会が相当の理由があると認めるときには、これを免除することができる。

(会費の用途)

第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の20%以上を当該事業年度の公益目的の事業に使用する。

(会費の納期)

第4条 会費の納入は年1回とし、請求後2ヶ月以内に納入しなければならない。ただし、新規会員は、入会時に納入するものとする。

2 会費の納入方法は、原則として会員が指定する金融機関の口座から会費月額に12を乗じたものを年額とし、自動引落としにより納入する。

3 前項の自動引落としを希望しない場合、以下のいずれかの方法によることができる。

- (1) 金融機関を利用しての振込
- (2) 集金
- (3) クレジットカードによる納入

(中途入会の会費及び納期)

第5条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、入会の日属する月の翌月から年度末までの月数による。

2 前項の会費の納入は、請求書の到着後すみやかに納入するものとする。

(会費の滞納)

第6条 会員が定款第8条第1項第5号に該当すると判断した場合、会員資格を喪失する。

(その他)

第7条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、公益社団法人仙台中法人会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 3 この改正した規程は、平成29年4月1日から施行する。
(第4回定時社員総会(平成28年6月7日)にて承認/月額会費の改定)
- 4 この改正した規程は、令和4年6月15日から施行する。
(第10回定時社員総会(令和4年6月15日)にて承認
/第4条第3項第3号に「クレジットカードによる納入」を追加)

「別表1」

区 分	資本金	月 額
正会員	300万円未満	600円
	300万円以上 500万円未満	700円
	500万円以上 1000万円未満	1200円
	1000万円以上 2000万円未満	1500円
	2000万円以上 3000万円未満	2100円
	3000万円以上 5000万円未満	2600円
	5000万円以上 1億円未満	3100円
	1億円以上 5億円未満	5000円
	5億円以上	6000円
	会社法による法人以外の法人	1000円
賛助会員	この法人の事業を賛助するために入会した法人、法人の事業所及び団体並びに個人	600円